

厚生年金基金における年金記録の 適正な整備等について

平成19年11月
厚生労働省

厚生年金基金（以下「基金」という。）に対し、年金記録の適正な整備等のため、次のような指導（通知）を行った。

1 事業主の届出等の徹底（速やかに実施）

基金に対する加入員の資格に関する事業主の届出の徹底を図るとともに、基金は、改めてその備える年金記録の適正な管理を行う。

2 厚生年金の記録訂正情報の基金への提供等（速やかに実施）【別紙1参照】

厚生年金の記録訂正が基金の加入員に係るものであるときは、社会保険庁から基金に対し情報提供するとともに、加入員からも基金に対し、申し出ることとする。

3 基金と社会保険庁の記録との突き合せ（平成20年度実施）【別紙2参照】

社会保険庁から、基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合せを実施する。

また、基金の実情を考慮しつつ、定期的（5年に1度程度）に突き合せを実施する。

4 定期的な年金記録等の提供（平成20年度実施）

各基金の実情に応じ、定期的に、基金から加入員に対し、年金記録等に関する情報提供を行うよう努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

5 裁定請求の勧奨（速やかに実施）

定期的に、基金から加入員に対し裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努める。

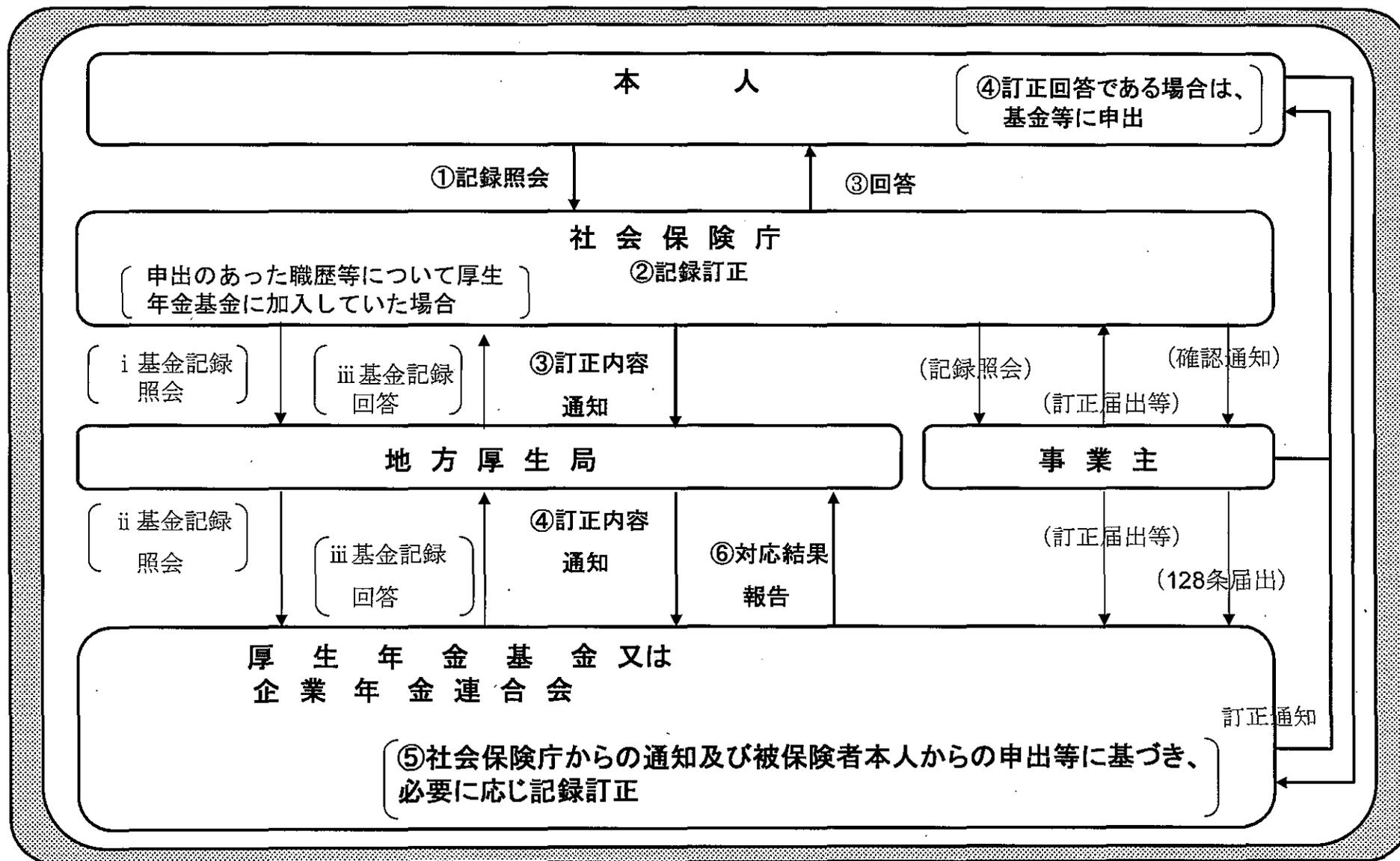
また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

（注 1）企業年金連合会についても、基金と同様の指導を行った。

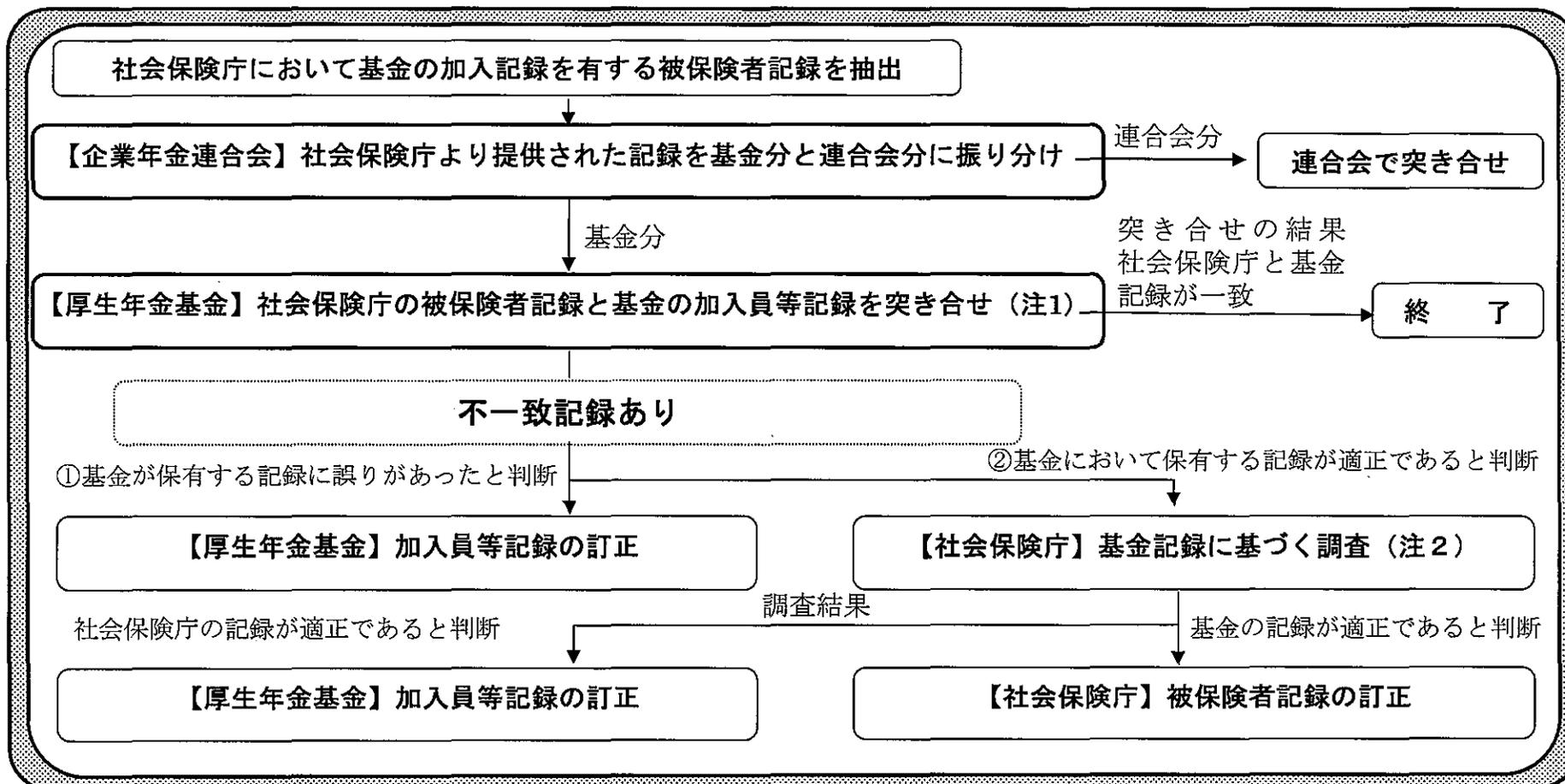
（注 2）基金加入員の住所の届出の制度化及び基金における住所管理の徹底等を図る（平成 20 年度実施）。

（注 3）社会保険庁から基金等に対し、個人情報の保護の観点に留意しつつ、新規裁定者に関する住所情報等及び厚生年金被保険者のうち基金の加入員に係る住所情報等を提供する（平成 20 年度実施）。

厚生年金基金加入員等に係る厚生年金の記録訂正に関する事務処理



社会保険庁の記録と厚生年金基金の記録の突き合せについて



(注1) 突き合せ項目は、次のとおり

- ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定・喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生年月

(注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。